



# 文化的施設の今後の対応について

※議会及び関係機関等に説明した資料をもとに「公表用」として現時点の内容に修正済

R05.10.23 文化的施設整備推進室

## 【 検討事項 】

優先順位① 事業中(休)止等の判断と今後の対応方針

② 周知の時期及び方法

③ 課題等の整理と今後の対応

意見公募手続を経て策定した「基本計画」において、4つの機能を備えた「複合施設」とすることや、想定面積2,000㎡と諸室の仕様等が明記（設定）されている

▶これまでの経過（概要／振り返り）

	～H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06～
計 画		検討委・基本構想	基本計画	サービス計画策定				
設 計			ア 味	基本設計	実施設計		単更	
工事等							入札	工事・開館準備

↑教育委員会が所管

↑所管を町長部局に変更（整備推進室を設置）

▶住民投票条例／直接請求（抜粋）

〔請求要旨〕一連の経過を振り返った時、特に基本計画が策定されてから基本設計に至るまでの間に、本事業が住民に対して十分な説明がなされ、住民の意向を把握した上で進めてきたといえるのかを問うたときには、強い不満の念がいまだに続いていると言わざるを得ない。

〔意見陳述〕決して文化的施設の建設に反対している訳ではない。図書館・美術館は老朽化が進み、建て替えが必要なことは十分に理解している。（請求代表者の）個人的な意見として、規模は現計画の半分もしくは3分の1でも十分ではないかと思っている。

▶投票条例議案審議／議会（主な賛成意見）

〔議員意見〕・規模拡大も縮小も有り得るが、投票で「規模を見直すべき」かどうか分かればよい。

- ・その後のことは結論が出てから検討すればよい。とにかく投票で白黒ハッキリさせるべき。
- ・これまでの経過や背景、文脈をみれば「規模縮小」の意味と理解すべき。
- ・おそらく「規模縮小」という意味だと認識している。
- ・町民から「こんな立派な施設が必要なのか？」といった声もある。
- ・見直すとなれば、これまで策定してきた計画がある。それをもとに見直せばよい。

## ①－1 事業中(休)止の判断理由

① 契約議案の否決に伴い、設計の見直し（設計変更または再設計）が必要 ※現設計での再入札は不可

→ これまでの経過等を踏まえると、少なくとも施設規模の見直し（縮小等）を前提として「基本設計前」まで立ち返らざるを得ない。この場合、設計業者の再選定と設計作業に長い期間を要する。

※現設計は、業者選定作業への着手から、契約議案の提案までに約4年を要している。

② 基本設計に入る前の再議論（複合施設とすべきかどうかや、施設規模・事業費等の見直し）が必要

→ 上記に加え、直接請求の要旨や議会での意見等を踏まえると、設計以前の「基本構想」の議論にまで立ち返らざるを得ない。この場合、設計の見直し以上に多くの期間を要する。

※仮に、現計画をもとに設計を見直すとなれば、結局は同じ機能（複合施設）・同じ施設規模にならざるを得ない。また、サービス計画は施設の設計と「一体的」に進めてきたものであり、その手法を示していた基本計画そのものの見直しも必要となるため、現計画のまま、設計だけを見直すことにはならない。

③ 基本設計に入る前の議論にまで立ち返らざるを得ないとなると…

- ➔ 施設規模は、「文化的施設の根幹」に関わる重要な部分。あわせて、これまで示してきた施設規模は、計画に示された「複合施設」としての目的を果たすために必要な最低限の規模であると考えていることから、その見直しにあたっては、基本構想まで立ち返り、改めて議論する必要がある。
- ➔ 計画の見直しにあたって、具体的な方法（検討するための組織体制、関係機関等との調整や合意形成、施設規模の根拠等の再検討など）の目処が立たない。

④ 今後のスケジュール（設計や計画の見直し等に必要な期間）について

- ➔ 直接請求の要旨や議会での意見等を踏まえると、町民との合意形成（説明・意見交換会やWSの開催など）にこれまで以上の対応が必要。
- ➔ 仮に、設計変更だけ行うとしても、設計作業以外に各種申請・許可等の手続きや、関係者等との調整に多くの時間を要する。※計画から見直すとなれば、更に多くの時間を要する。
- ➔ 本体建築工事等に係る本年度の起債借入れの意向について、10月末までに判断し県へ報告の必要あり。
- ➔ 令和6年度までを事業期間として設定している「継続費予算」や、令和7年度末で発行期限を迎える「合併特例債」などの財源計画（町の実質的な負担額）の見直しが必要。

## ①-2 今後の対応方針

【行政としての対応方針】 以上を踏まえると…

- ① 基本構想の議論にまで立ち返らざるを得ないが、見直すための具体的な方法（組織体制や合意形成等）の目処が立たない ➔ 結果として、行政としては「事業を中止せざるを得ない」と考えている。
- ② 加えて、整備のきっかけとなった現施設（図書館・美術館等）の課題など、残される課題への対応については、文化的施設の在り方や規模等も含め基本構想まで立ち返り、改めて議論を行う必要があるものと考えている。
- ③ 議会や関係者からの意見等を踏まえた上で、次回の議会定例会（行政報告）において「最終決定」として報告（予定）

[補足] 現施設の課題はもとより、新施設の必要性（目的や役割等）を踏まえると、決して事業の中止を望むものではなく、改めて事業の継続を模索してきたが、設計の見直し（施設規模の見直しの検討）が必要となった中で、これまでの「経過」や計画等を見直すための「具体的な方法」の目処が立たないといった現状を踏まえると、これ以外に「選択の余地がない」との判断 ➔ 「別紙資料」参照

【事務事業】 注) 以下①～④については、上記①-2-③の報告時期や内容等に関わらず10/10付けで決定

- ① 請負契約議案（建築主体・機械設備）の否決に伴い、現在示している設計内容での本体工事は行わ（行え）ない。あわせて、不落となっていた電気設備工事の再入札を中止。
- ② 契約（実施）中の委託業務等についても、一部を除き契約終了（出来高払による精算） ➔ 後述の③参照
- ③ 関連事務（施設の愛称選定や町長部局への移管協議など）についても、一時休止又は中止
- ④ 新たに生じた事務（サービス計画の取り扱いや総合振興計画の改訂など）については順次対応

【所管課等】

[残務処理] 整備事業の「中止」に伴う残務処理については、町長部局（企画課文化的施設整備推進室）で対応

[再検討] 残される課題への対応等については、教育施設等の所管である教育委員会が対応

## ② 周知の時期及び方法

- ① 関係機関等（10/4 図書館協議会→10/5 美術館運営審議会→10/10AM 定例教育委員会）への報告・意見交換
- ② 10/10PM の庁議（行政内の意思決定機関）において、行政としての方針を決定
- ③ 10/11AM の議会「全員協議会」において、行政としての方針を説明
- ④ 10/23～ CATV「行政放送」及び「町広報11月号」、「町公式HP」等にて、行政としての方針を広報
- ⑤ 12月の議会定例会「行政報告」において、最終報告（今後の対応の最終決定） 予定

### ③ 課題等の整理と今後の対応 [R05.10.23 現在]

#### ① 各種「契約」関係

##### (1) 土地売買手続

- ・関係者2名について7月に土地の売買契約済 → 8/23 付けで町への所有権移転登記(町有地として取得)済。なお、今回の経緯等については関係者2名に説明済。

※契約議案の否決(事業の休止等)前に売買契約が成立していたため、土地収用法(課税の特例措置)の対象

##### (2) 周辺家屋事前調査

- ・8/8に着手し一部調査済 → 委託業務一時休止中 → 近日中に契約終了(出来高払による精算)予定

##### (3) 本体工事(入札分)

- ・契約議案の否決を受けた対応…町長・総務課・整備推進室等で業者を訪問し、経緯等を説明・協議
- ・不落となった電気設備工事の再入札 → 契約議案否決に伴い、設計の見直し作業及び入札とも中止

##### 【補足】

- ・本体工事に合わせて施工する予定であった擁壁補強工事の残工事(水路工)は、当初の予定どおり実施
- ・本体工事の設計では、構造材、下地材及び備品類への町産材の活用はもちろん、今回新たに「四万十ヒノキ」を使用した組子耐力壁(組子細工を応用した美しい耐力壁)を取り入れるなど、町産材の利用促進と合わせて「付加価値を高める取り組み(林業振興)」も試みていたが実現に至らず。

##### (4) 工事監理委託

- ・契約準備中(委託金額確定済)であったが、本体工事の契約議案否決に伴い契約見送り

##### (5) システム整備委託(継続費設定=企画課予算分)

- ・図書館分…公募型プロポーザルで業者を選定し9/1 契約済 → 施設整備の中止に伴う影響なし → 予定通り導入
- ・美術館分…未整備(業者等未選定) → 今後の対応等について要検討

##### (6) アドバイザー委託契約(R4 繰越分)

- ・施設開館を前提とした事業(アトプ ロジェットのWS等)を予定していたが、事業中止に伴い委託終了

##### (7) その他の契約(関係業者等と協議中のもの)

- ・警備システム、施設内ネットワーク構築など → 中止に伴い各関係者に報告・協議

##### (8) 全体

- ・町の信用問題 → 関係各位に対するお詫びとあわせて「信用回復に努めていく」旨を表明

#### ② 施設「愛称募集」関係

##### (1) 愛称募集業務への対応

- ・今後の対応等について協議中

##### (2) 愛称応募者への対応

- ・契約議案の審議日(9/22 否決)が募集最終日…960件の応募あり
- ・経過や今後の対応等に関する連絡方法及び時期の協議(募集チラシ等の協力団体等を含む)が必要

##### (3) 選定委員会(学校含む)への報告

##### (4) 副賞の取り扱い → 要検討

#### ③ 「専門職員」募集関係

- ・1次試験受験者数(司書: 受験8名/応募13名、学芸員: 受験3名/応募4名) → 10/4 結果発表
- ・1次試験合格者数(司書: 5名、学芸員1名)
- ・2次試験受験者数(司書: 5名、学芸員0名) → 11/2 発表予定
- ※学芸員については、一般行政職での採用に切り替えて実施(1次試験合格者に通知) → 2次試験辞退

#### ④ その他の施設整備関係

##### (1) 予算措置

- ・起債関係 → 縣市町村振興課への報告・協議※と、繰上償還や交付税処理への対応  
※本体建築工事等に係る本年度の起債（過疎債）借入れについて、10月末までに判断し県へ報告の必要あり
  - ▶借入れるとした場合…借入予定額が多額で他自治体に影響を及ぼすため、報告後の事業中止は原則不可
  - ▶借入れを見送った場合…報告後に事業を再開するとなっても借入れ不可（＝財源の再検討が必要）
- ・損害賠償(不明)等を含めた必要経費の整理と財源に関する協議 → 継続費変更・補正予算計上等への対応

##### (2) 町民駐車場の取り扱い

- ・町民駐車場の今後の対応について広報11月号で周知  
※広報9月号で「今後の駐車場の取り扱い」について告知済 → 11月号で変更の告知
- ・町有地（建設予定地であった旧役場本庁舎跡地）の利活用の検討
- ・施設整備に伴い有料駐車場を借り入れている職員等への報告 → 9/26付けで職員に周知済

##### (3) 関係例規（移管条例・設置条例等）の整備

- ・関係団体等と協議中 → 事業中止に伴い協議中止  
※図書館条例等の既存の課題（図書館と美術館の開館時間の違い等）については教育委員会にて協議
- ・スター(目玉)展示品の取り扱い → 県立歴史民俗資料館から返却予定の尖頭器（十和）への対応協議

##### (4) 各種計画への影響確認及び対応

- ・町の最上位計画（議決事項）である総合振興計画の改訂などの検討

##### (5) 関係者への報告等

- ・旧検討委員会、設計事業者、アドバイザー等への説明及び対応協議
- ・今回の結果に対する町民や関係団体等の動向に対する対応 ※問い合わせや要望等の把握

#### ⑤ その他（教育委員会関係）

- (1) 十和分館への対応協議…拠点となる施設整備の中止、根拠となるサービス計画等の取り扱い
- (2) 緊急を要する「美術館」関係の課題（美術作品の収蔵環境や修復など）への対応協議
- (3) サービス計画の対応協議
- (4) 学校図書館や地域連携への対応協議
- (5) 各種計画（教育関係）等への影響に対する協議
  - ・生涯読書活動推進計画…など
- (6) 教育委員会等としての対応方針
  - ・今回の結果を踏まえた、教育委員会や関係機関等としての対応協議

#### ⑥ 推進室の取り扱いと人事異動

- (1) 今後の所管に関する協議 → 教育環境の整備（図書館・美術館の課題や学校連携等）として教育委員会へ
- (2) 残務処理体制及び処理期間（目安）の協議

#### ⑦ 関係機関等の動き

9月議会定例会の結果を受け、関係機関等が議会(議長)や町長宛てに、意見書・要望書等を提出。

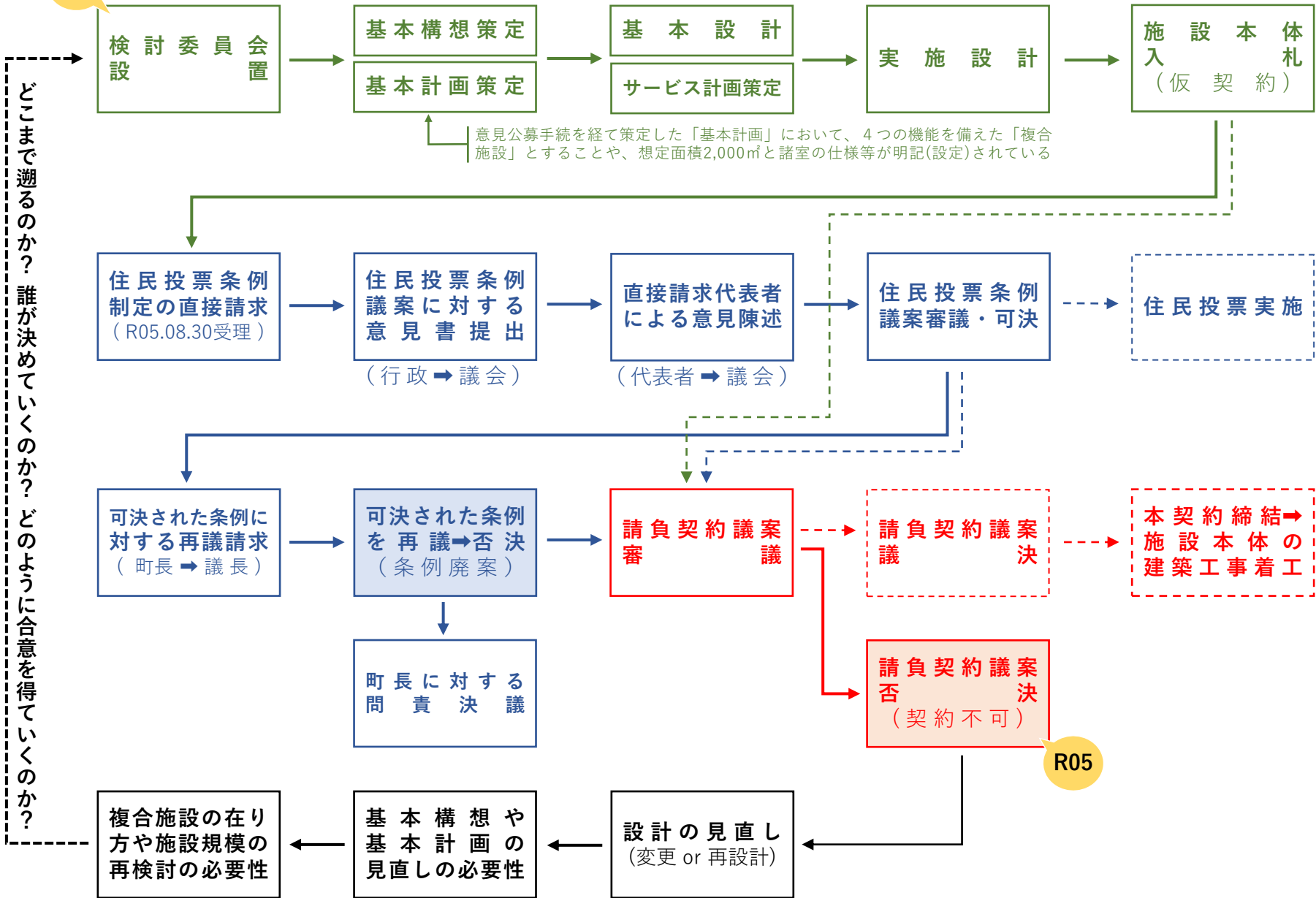
【議長宛て／意見書】社会教育委員会、図書館協議会、美術館運営審議会、元「文化的施設検討委員会」有志、任意団体育つ会とおわ、四万十町建築業協会・設備業協会

【町長宛て／要望書】元「文化的施設検討委員会」有志、四万十町建築業協会・設備業協会

# 【別紙資料】 議案審議（直接請求に基づく住民投票条例の制定及び工事請負契約）の経過と今後の流れ

R05.10.23 文化的施設整備推進室

H29



文化的施設整備事業に対する「意見書」等一覧【議長宛て】

R06.01.25 文化的施設整備推進室

提出先	提出日	タイトル	提出者	役職
議長	10/11	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書	四万十町社会教育委員会	委員長
”	”	”	四万十町図書館協議会	会長
”	”	”	四万十町立美術館運営審議会	副会長
”	”	”	任意団体 育つ会とおわ	会長
”	”	”	元「四万十町文化的施設検討委員会」有志	(個人名)
”	10/18	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書への対応について	四万十町社会教育委員会 四万十町図書館協議会 四万十町立美術館運営審議会 元「四万十町文化的施設検討委員会」有志 任意団体 育つ会とおわ	委員長 会長 副会長 - 会長
”	10/23	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書	四万十町建築業協会 四万十町設備業協会	会長 会長
”	10/30	四万十町文化的施設の今後の在り方について意見交換会の開催を要望します	女性による町づくりの会	会長
”	11/6	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書	高幡地区建設業協会	会長

提出先	提出日	タイトル	提出者	役職
議長	11/21	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する四万十町議会議員（個人）からの回答を求める要望書 ※アンケート	四万十町社会教育委員会 四万十町図書館協議会 四万十町立美術館運営審議会 元「四万十町文化的施設検討委員会」有志任意団体 育つ会とおわ 四万十町建築業協会・四万十町設備業協会 高幡地区建設業協会	委員長 会長 副会長 － 会長 会長 会長
”	12/19	第2回議会報告会開催への要望書	四万十町社会教育委員会 四万十町図書館協議会 四万十町立美術館運営審議会 元「四万十町文化的施設検討委員会」有志任意団体 育つ会とおわ 四万十町建築業協会 四万十町設備業協会	委員長 会長 副会長 － 会長 会長 会長
”	1/5	文化的施設建設を求める要望書	元・令和4年度窪川中学校子ども議会実行委員関係者(個人) ※未成年につき取扱注意	(個人名)

※町長宛ては次ページに掲載



## 文化的施設整備事業に対する「意見書」等一覧【町長宛て】

R06.01.25 文化的施設整備推進室

提出先	提出日	タイトル	提出者	役職
町長	10/11	四万十町文化的施設計画事業の継続を求めます（要望書）	元「四万十町文化的施設検討委員会」有志	（個人名）
”	10/23	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する要望書	四万十町建築業協会 四万十町設備業協会	会長 会長
”	10/30	四万十町文化的施設の今後の在り方について意見交換会の開催を要望します	女性による町づくりの会	会長
”	11/6	四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する要望書	高幡地区建設業協会	会長
”	1/5	文化的施設建設を求める要望書	元・令和4年度窪川中学校子ども議会実行委員 関係者(個人) ※未成年につき取扱注意	（個人名）

町長宛て「要望書」における要望内容一覧

R05.11.06 文化的施設整備推進室

分類	元「文化的施設検討委員会」有志	四万十町建築業協会 四万十町設備業協会	女性による町づくりの会	高幡地区建設業協会
要望内容	<p>四万十町文化的施設計画に初期の段階から今日に至るまで真摯に関わらせていただいた私たちによって、<u>本事業が休止になることは何としても回避したいことであり、その継続を強く求めるものです。</u></p>	<p>四万十町文化的施設の請負契約議案が否決されたのは、甚だ遺憾であり否決された合理的な理由が全く見当たりません。 そこで町長におかれましては、<u>直ちに四万十町議会と協議を行っていただき、文化的施設整備事業の請負契約について、再度審議されるよう強く求めます。</u></p>	<p>今まで一転二転としてきたこの施設の在り方について、ここで立ち止まっていたら四万十町の未来が見えてこないという思いと、新聞、SNS、町のホームページでも掲載されている事業の継続を求める方々の声が聞こえている今だからこそ、今後の四万十町の未来のために建設的な意見交換の場を持つべきだと考え、<u>下記内容による意見交換会の開催を強く要望</u>いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 老朽化が進んでいる図書館・美術館の再建に向け、どの程度が適切な規模となるのかについて</li> <li>2. 建設費用について、少しでも未来の子供たちの負担を軽減できる施設にするため</li> <li>3. 今までのようなプロセスを繰り返さないために、今後の合意形成の在り方について、事業継続を求める方々と合同で意見の交換を行うため</li> </ol>	<p>今回の四万十町文化的施設の請負契約については、その入札の執行については法令に基づいて適正に執行されたのは周知の事実であり、また請負業者についても何ら瑕疵があるとも思えません。 請負契約が否決されるということは、請負業者にとって死活問題であり承服しかねます。 そこで、<u>今後四万十町議会において請負契約が否決されることの無いよう、町長におかれましては十分なご配慮の程よろしく願います。</u></p>

※元・令和4年度窪川中学校子ども議会実行委員関係者(個人)から提出された「文化的施設建設を求める要望書」を除く

分類	社会教育委員会	図書館協議会	美術館運営審議会	元「文化的施設検討委員会」有志	任意団体 育つ会とおわ
前文	今後このようなプロセスによる結果が繰り返されるようであれば、四万十町における生涯学習、文化活動やスポーツ活動の振興に滞りをきたし、私たち社会教育委員の役割も不必要なものとなっていくのではないのでしょうか。よって今回、四万十町議会が四万十町文化的施設の請負契約議案を否決したことについては誠に遺憾であり、支持できるものではなく、再検討していただきたく意見を申し上げます。四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、 <u>10月中旬に下記の対応をされるよう強く求めます。</u>	当協議会としては、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられますが、以下について議会としての考えをお示してください。	当審議会としては、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられます。今回の入札は、適正な手続きによって行われ、違法性なども認められなかったものと理解していますが、 <u>契約議案を否決した理由が、施設規模の見直し（特に規模縮小）を前提としているのであれば、以下について議会としての考えをお示してください。</u>	行政に対して政策の透明性・説明責任を強く求めるとき、行政以上に政策についての説明を町民に示し共有することは、議員の果たす職務です。「四万十町文化的施設検討委員会」自体は、すでに解散しておりますが、前述の通り、出来得る限りにおいて町民の意見をまとめていった責任ある委員の立場として、四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、下記の対応また開催を10月中旬に強く求めます。	私たちは、文化的施設が現計画に沿って進められ、かつ現在示されている設計通りに整備されることを強く望みます。議会におかれましても「図書館・美術館は必要である」という認識は一致しているものと考えます。しかしながら、今回の契約議案の否決に伴い、現在示されている計画や設計の見直しが必要になると考えられます。以下について議会としての考えをお示してください。
議会報告会	4. 下記1から3並びに今回の決議につき町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。	今回の議決について、議会基本条例第6条の規定による「議会報告会」の開催を求めます。	同 左	4. 下記1～3と決議について、町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。	今回の議決について、議会基本条例第6条の規定による「議会報告会」の開催を10月中旬に強く求めます。
規模の根拠	1. 文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、 <u>どの程度の規模と考えるのか、根拠とともに明示してください。</u>	①文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、 <u>どの程度の規模が妥当と考えるのか、根拠とともに明示してください。</u>	同 左	1. (同 左)	① (同 左)
完成時期及び事業費	2. 文化的施設の設計変更を行う必要があると考えるのであれば、 <u>完成がどれくらい先になるのか、また建設費についてどのように考えているのか、根拠とともに明示してください。</u>	② (同 左)	同 左	2. (同 左)	② (同 左)

分類	社会教育委員会	図書館協議会	美術館運営審議会	元「文化的施設検討委員会」有志	任意団体 育つ会とおわ
財源見直し			【②続き】特に美術館については、財源として必要不可欠な合併特例債が使えなくなった後の財源の想定をお示してください。		④今回の契約議案の否決に伴い、設計の見直しが必要になると思われますが、その場合に令和7年度末で期限を迎える合併特例債の活用が困難になる可能性が高いと思われます。その見直しや、今後の工程(スケジュール)を、議会としてどのように考えられているのか？
合併特例債					また、仮に合併特例債がどの施策にも使えなくなると見込まれる場合は、議会としてそれをどのように考えるのか？具体的にお示してください。
施設の在り方等の見直しの必要性			③文化的施設の在り方(美術館を含めた複合施設とすべきかなど)を見直す必要があるとお考えでしょうか。見直す必要があると考えるのであれば、 <u>合併特例債の活用が困難となる美術館について、美術館の必要性も含めどのようにお考えでしょうか。</u>		
見直し方法	3. <u>文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。</u>	③(同左)	④ <u>文化的施設の在り方そのものの見直しが必要と考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。</u>	3. 文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。	③(同左)
十和分館					【③続き】特に十和分館について、図書館の本館と分館の役割も含めてどのように考えているのか、具体的にお示してください。
美術館			⑤文化的施設の設計や計画の見直しが必要だと考えるのであれば、 <u>その間の美術館の収蔵環境や美術作品の保管と修復・維持について、どのように考えているのか具体的に示してください。</u>		

【参考】 執行部から議会に対して「確認を求めるべき事項」について、議会から関係団体等の意見書等に対し回答されている内容

施設整備の必要性	複合施設の必要性	計画変更の必要性	施設規模に対する 考え	総事業費及び維持管 理費に対する考え	財源（合併特例債の活用）に 対する考え
<p>【図書館協議会／美術館運営審議会 宛】</p> <p>・（略）…<u>議会としても文化的施設は四万十町に必要である施設と考え</u>ており、これから議会としても検討を予定している…（略）</p>		<p>【図書館協議会／美術館運営審議会／社会教育委員会／元検討委員会 有志／育つ会とおわ宛】</p> <p>・議会から執行部へ<u>設計内容や建設費について提示することは議会の権限外であり、議会としては対応が困難である</u>ため、このことについては今後、執行部がどう判断していくかとなります。</p> <p>【美術館運営審議会 宛】</p> <p>・執行部から見直しの動きがあり、<u>見直すなら規模や内容についても工夫が必要だ</u>と考えます。</p>	<p>【図書館協議会／美術館運営審議会／社会教育委員会／元検討委員会 有志／育つ会とおわ宛】</p> <p>・議会は、執行部の計画や予算に対して審議や承認を行うことはできません。よって、<u>施設規模については執行部から提案されるべき事案であって、議会として対応できない、また、対応する範疇にない</u>という考えが回答となります。</p>	<p>【図書館協議会／美術館運営審議会／社会教育委員会／元検討委員会 有志／育つ会とおわ宛】</p> <p>・議会から執行部へ<u>設計内容や建設費について提示することは議会の権限外であり、議会としては対応が困難である</u>ため、このことについては今後、執行部がどう判断していくかとなります。</p> <p>・議会は、執行部の計画や予算に対して審議や承認を行うことはできませんが、<u>施設規模や金額に対して提示することはできません。</u></p>	<p>【美術館運営審議会 宛】</p> <p>・美術館整備の財源としましては、基金（財政調整基金、減債基金、施設等整備基金）の取り崩しなどが考えられますが、先ほどの問い同様に、議会の権限外となりますので、財源については執行部に検討していただくしかなく、議会からは提示すべきではないと考えます。</p> <p>・<u>美術館については、基金を使用する取り崩し案も考えられますが、執行部で具体的な検討を進めていくべきである</u>と考えます。</p> <p>【育つ会とおわ 宛】</p> <p>・図書館を中心とした施設整備に関しては、合併していない自治体（梶原町、土佐市、須崎市）での、図書館を含む複合施設整備が進められており、<u>財源の使い方など調査研究して対応できる</u>と考えます。</p> <p>・<u>合併特例債などの財源については、使い方まで議会として執行部に対し提言できるものではない</u>と考えます。</p>